

大島町カメラアマラソン 招待選手が大活躍



2月10日に東京都大島町で開催された「第48回カメラアマラソン」で、友好都市大島町から

招待された市内の4選手が大活躍しました。

▽結果

- 中学生男子の部(5キロ以下)
 - *鈴木峻太くん(東中) 1位
 - *田村憲伸くん(西中) 2位
 - *伊藤礼哉くん(西中) 3位
- 中学生女子の部(5キロ以下)
 - *山岸怜奈さん(東中) 1位

あきる野市 地域保健福祉計画策定・推進委員会の委員を募集します



あきる野市地域保健福祉計画は、「笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」を基本理念とした、保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画です。

- ▽募集人数 2人
- ▽任期 4月1日～平成33(2021)年3月31日
- ▽会議開催回数 初年度は5回程度、翌年度は2回程度
- ▽報償 7500円(1回当たり)
- ▽応募方法 3月15日(金)(消印有効)までに、原稿用紙などに応募の動機(400字以上800字以内)を記入の上、裏面か別紙に住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入の上、送付するか直接窓口にお持ちください。
- ▽市内在勤(在学)の方は、勤務先(学校名)を記入してください。
- ▽その他
 - 選考結果は応募者全員に4月上旬に通知します。
 - 提出された応募書類の返却、公表はしません。
- ▽応募資格 市内在住・在勤・在学で20歳(平成31年4月1日現在)以上の方
- ※他の委員会などの委員になっている方を除く。

減免世帯へ指定収集袋を交付します



げん人くんとヘラスソウ

指定収集袋で排出する家庭ごみの処理手数料には減免制度があり、次に該当する世帯に平成31年度分の指定収集袋を交付します。①から④までに該当し非課税調査の同意書を提出済の方と、⑤から⑧までに該当する方に、申請書などを送付します。

- ① 65歳以上の方のみの世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯
- ② 身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯
- ③ 東京都愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯
- ⑤ 生活保護受給世帯
- ⑥ 児童扶養手当受給世帯
- ⑦ 特別児童扶養手当受給世帯
- ⑧ 国民年金の遺族基礎年金受給世帯で、事前に受給調査の同意書を提出した世帯

あきる野市自殺対策推進協議会の委員を募集します

あきる野市では、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、自殺対策推進計画を策定します。

- ▽応募方法 3月15日(金)(消印有効)までに、原稿用紙などに「応募の動機及び自殺対策に関する意見や考え」について800字程度でまとめ、裏面か別紙に住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入の上、送付するか直接窓口にお持ちください。
- ▽市内在勤(在学)の方は、勤務先(学校名)を記入してください。
- ▽その他
 - 選考結果は応募者全員に4月上旬に通知します。
 - 提出された応募書類の返却、公表はしません。
- ▽応募資格 市内在住で20歳(平成31年4月1日現在)以上の方
- ※他の委員会などの委員になっている方を除く。
- ▽募集人数 2人
- ▽任期 4月1日～平成33(2021)年3月31日
- ▽会議開催回数 初年度は4回程度、翌年度は2回程度
- ▽報償 7500円(1回当たり)

表 減免対象者の指定収集袋配布日程

期日	時間	場所
3月14日(木)～15日(金)	午前10時～午後4時	五日市保健センター
3月16日(土)	午前9時～正午	
3月19日(火)	午前10時～午後4時	市役所1階 コミュニティホール
3月20日(水)	午前10時～午後8時	
3月22日(金)～23日(土)	午前10時～午後4時	

※3月19日は混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。

あきる野市 メール配信サービス 登録受付中

市では、火事発生や大雪などの際、随時メール配信を行っています。配信を希望される方は、事前登録が必要です。

- ① Takiruno@sg-m.jp に空メールを送信するか、次のコードを読み取り、空メールを送信してください。
- ※ガラケーの一部機種で登録できないことがありますので、お問い合わせください。
- ② 空メール送信後「仮登録メール」が届きます。
- ③ 利用規約をご確認の上「メール配信に同意する」を選択します。
- ④ 内容に従って配信を希望する項目を選択し、登録します。
- ⑤ 「本登録完了のお知らせ」メールが届きましたら、登録完了です。

登録用コード



4月から産前産後期間の国民年金保険料の免除が始まります



「国民年金第1号被保険者」が出産したときに、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

- ▽届出時期 出産予定日の6か月前から(受付開始は、4月1日)
- ▽持ち物 母子手帳、マイナンバーが分かるもの、本人確認ができる書類(運転免許証など)、はんこ
- ▽届出・問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

- ▽対象種目 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、学童クラブ育成料、保育料、給食納付金
- ▽その他 利用限度額は、納付書1枚当たり4万9999円です。領収証書は発行されません。利用するには、事前に利用登録とチャージが必要です。詳しくは、LINE Pay社のホームページ(htt://pay-blog.line.me/archives/9187215.html#more)をご覧ください。
- ▽問合せ 徴税課徴税係、子ども政策課児童館係、保育課係、学校給食課秋川学校給食センター係